

町童話 発表大会

8月18日(月)中央公民館で町内小学校に在籍する児童による、童話発表大会が開催されました。これは、子どもたちがたくさんのお話に親しんでもらい、豊かな感性と人間性に富んだ児童の育成を推進するため、毎年開催しています。

今年の発表会には24人の児童が参加し、6人が優秀賞を受賞しました。



備考	学校名	学年	氏名	発表題名
	矢部	1	下田さくら	いなかのネズミとまちのネズミ
	中島	1	熊本 響一	くまのこうちようせんせい
	蘇陽	1	佐藤 麻衣	二ほんのかきのき
	中島	1	北島 初音	ちよっとだけ
	中島	1	田代 悠理	はじめてのおつかい
	清和	2	小坂 桔平	おちやのじかんきたとら
	清和	2	本田 遥香	つみきのいえ
	清和	2	藤澤 遥陽	ともだちふやそ
優秀賞	清和	2	上村ひろ	あしたともだち
	潤徳	2	藤永 凜子	ちゅうりつぷほいくえん
	清和	2	柏原 仁遥	うまれかわったヘラジカさん
	矢部	2	大久保穂香	ドラキュラ ば〜ちゃん
	中島	3	藤本さくら	きょうりゅうーびきください
優秀賞	矢部	3	下田 涼人	ねずみのずもう
	蘇陽	3	佐藤 哲輝	だいくとおにろく
優秀賞	清和	3	柏原香美優	最初の質問
	蘇陽	3	興梠 海斗	ラ子とらいおん
	矢部	4	井手 瑚晴	はる・なつ・あき・ふゆ いろいろのいえ
	潤徳	5	大原 咲希	まいごのアンガス
欠席	潤徳	5	高宮 京香	トラのじゅうたんになりたかったトラ
	潤徳	5	藤永 夏輝	かきやまふし
優秀賞	清和	5	熊川 郁美	三つのお願
最優秀賞	矢部	6	本川 陸斗	お父さんへの千羽鶴
最優秀賞	清和	6	橋口紗也加	まゆとおに

3グループに分かれて第一次審査を行い、各2名を選出し、最終審査を6名で実施。最優秀賞の2名は9月11日(木)に嘉島町で開催される郡童話発表大会に出場。

～ 間伐コンクール 仮屋区共有林 最優秀賞受賞 ～

7月23日、平成26年度緑川流域森林・林業活性化センターの総会において、県交付金事業の流域森林林業活性化促進事業の一環で行われたセンター主催の間伐コンクールの表彰式があり、間伐部門の最優秀賞として山都町 仮屋区共有林 が選ばれ、代表の山村泰之氏が表彰を受けました。

今回、表彰を受けられたのは、地元の方々が日頃から管理をされている共有林です。40年～45年生のスギで今回が3回目の間伐になるとのことです。

間伐をすることで、太陽光が林内に入り、幹が太く丈夫になり、下層植生も豊かな森林が育ちます。過密のまま放置すれば、台風の被害や大雨の時に土砂流出の恐れがあるので間伐などの管理が必要です。

適正な間伐を行うことにより、森が健全に育つとともに、おいしい水や美しい景観など森林から恩恵を受けることができます。

また、熊本県での木材の安定供給体制の整備や二酸化炭素削減のための森林吸収源対策、さらには国において森林・林業再生プランが公表され、平成31年を目途に木材自給率50%以上とする目標が掲げられ、木材の安定供給と利用に必要な体制の構築など林業再生に向けた指針が示されたところであり、このような社会情勢の変化に対応した間伐の推進がより一層必要となっています。

★緑川流域森林・林業活性化センターとは

流域内の多様な森林の整備を図るため、市町村・林業関係団体と連携を密にし、森林整備(森林の手入れ)の必要性の啓発、間伐の推進、公共工事への流域材利用促進のための活動並びに森林・林業の活性化に結びつく事業を行うと共に、木材の利活用や森林への理解の促進に係る普及活動を推進・実行しています。



最優秀賞 仮屋区共有林 代表 山村泰之氏

障がい者福祉だより

○今月号では日常生活用具給付等事業についてご紹介します。

日常生活用具給付事業とは…

在宅の重度の障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付することにより、障がい者自らが日常生活を行うことを可能とし、又は障がい者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的としています。

※介護保険法の規定により給付又は貸与を受ける事ができる方は、対象外となります。

※所得に応じた自己負担額が必要となります。原則、1割は自己負担、非課税の場合0円、上限額は37,200円となります。

※原則として障がい者手帳をお持ちの方への給付となります。

※給付の対象となるにはそれぞれの用具に設定されている障害の部位、程度等の条件を満たすことが必要となります。

※給付費は、各種目に定められている基準額を超えない額とします。

日常生活用具の一例

種目	対象者	性能	基準額
特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいがある身体障がい者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円
便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円
下字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがある身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	木製 3,360円 軽金属製 4,460円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがある身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。身体障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円 (手すり5,400円)
透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者		36,000円
電気式たん吸引器		身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)		17,000円
盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円
盲人用体重計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	18,000円
携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円
盲人用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいがあるために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円
ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円
紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排泄若しくは排尿機能障がい者又は脳性運動機能障がい者かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円

申請の流れ

- ①給付を希望する日常生活用具について、支給の対象となるか役場に確認したうえで業者から見積書を取り寄せる。
- ②印鑑を持参のうえ、役場浜町事務所又は各総合支所健康福祉課窓口にて申請書、身体障がい者手帳、給付を受けたい用具の見積書を提出する。
- ③調査のうえ給付の可否を判断し、給付決定通知書又は却下通知書を申請者に通知する。
- ④給付決定の場合、申請者が自己負担額を業者に納め、業者から用具の提供を受ける。

※業者と契約を締結する必要があるため、決定まで3週間程度かかる場合があります。

日常生活用具の給付に関することは…

山都町役場 健康福祉課(浜町事務所) 72-1229
清和総合支所 健康福祉課 82-2111
蘇陽総合支所 健康福祉課 83-1111 までお尋ねください。

今回はハートフルバス制度及び駐車禁止除外標章についてお知らせします。